

**造船関係事業資金貸付制度  
事業基盤強化資金 応募の手引き**

**2021年度版**



## ◆◆◆ 目次 ◆◆◆

<b>1. 募集要項</b>	P. 1
<b>2. 造船関係事業者「事業基盤強化資金」融資の目的と概要</b>	P. 2
<b>3. 事業者向け注意事項</b>	P. 3
(1) 融資申請のごあんない冊子について	P. 3
(2) 『事業基盤強化資金融資要請書』について	P. 3
(3) 借入計画書	P. 4
(借入計画書への基盤強化資金借入申込であることの表示例)	P. 4
(取締役会議事録記載例)	P. 5
(事業基盤強化資金貸付申込書記載例)	P. 6
(融資金の用途記載例)	P. 7
<b>4. 金融機関向け注意事項</b>	P. 8
(1) 事務取扱要領冊子について	P. 9
(2) 取扱金融機関への融資取扱経費支給について	P. 9
(事業基盤強化資金に関する確認書)	P. 11
(融資取扱経費支給申請書)	P. 12
(融資取扱経費支給予定表)	P. 13

# 1. 募 集 要 項

資金種別名	造船関係事業者事業基盤強化資金
募集取扱期間	2021 年度および 2022 年度
募集予定総額	200 億円
融資対象者	造船関係事業者
融資金の用途	事業基盤強化に必要な設備資金または運転資金で日本財団が認めるもの
融資金の限度額	所要資金額の 100%以内（但し 1 事業者累計 20 億円以内）。 補助金等の受入れがある場合は、補助金を控除後の金額を所要資金額とする。
貸付利率	年 0.01%
融資利率	年 0%
償還期限と償還方法	設備資金は 1 年以上 18 年以内、運転資金は 1 年以上 8 年以内の割賦償還（年 2 回 4 月、10 月）とする。当初の 3 年以上 4 年以内の据置期間を設ける。
申込必要書類	一般設備資金、一般運転資金の申込時所定の必要書類の他に、資金を必要とする事情等を記した事業基盤強化資金融資要請書を添付する。
融資申込の受付時期	一般設備資金、一般運転資金の受付時期と同じ （5 月、7 月、10 月、1 月）
取扱経費の給付	日本財団は、融資残高に対し年利 1.6%相当＋消費税を、融資取扱経費として、取扱金融機関へ給付する（年 2 回 4 月、10 月）

- (注1) この制度の利用を申し込む際は、必ず事前に 日本財団貸付チーム宛に、資金用途の内容について電話等でご相談ください。
- (注2) この制度は、直近決算で、経常利益が赤字、経常利益が前年比減少、売上高が前年度比減少の、いずれかに該当する事業者を対象としています。
- (注3) 申込額が募集予定額を超える場合は、申込額から減額しての貸付実行となる場合があります。
- (注4) 事業基盤強化資金の他に、資金用途の異なる他の資金種別（一般設備資金・一般運転資金など）を、同時に申し込むことは差支えありません。

## 2. 造船関係事業者「事業基盤強化資金」の目的と概要

### (1) 制度の趣旨

新規受注低迷の長期化、手持工事量減少に歯止めがかからない等々、事業環境が一段と厳しさが増す造船関係事業者に対し、日本財団が提供する様々な支援策の一つです。

### (2) 融資対象となる事業者の範囲

この無利子融資制度（設備資金、運転資金）は、その対象を直近の決算において、①売上高が前年度比減少している、②経常利益が前年度比減少している、③経常利益が赤字である、①②③のいずれかに該当する、業況が厳しい事業者に限定しています。

なお、親会社から子会社へ転貸する方式の場合、親会社、子会社のどちらか一方が①②③に該当していることが必要です。

業績が好調に推移しているなど、上記要件に該当しない事業者の場合は、本制度ではなく、既存制度の一般運転資金、一般設備資金をご利用頂くことになります。

### (3) 融資金の限度額

所要資金額の100%以内とします。

但し、設備資金、運転資金を合計した額が、2021年度申込分、2022年度申込分を累計して一事業者につき20億円以内とします。募集予定総額は200億円とします。

また、当該資金使途について補助金等の受入れがある場合は、補助金等の額を控除後の金額を所要資金額とします。

### (4) 本制度の融資対象になる資金使途の主な例

- a 売上減少等による資金流出超過に伴う現金不足に対応するための資金
- b 国際間移動制限に伴う完成船舶の引渡遅延により不足する資金
- c 特別退職手当の支給に必要な資金
- d 合併、事業統合、資本・業務提携、業態転換等の事業構造改革に必要な資金
- e 先進的船舶の開発・実証事業に要する資金
- f 生産性向上効果が期待でき、生産基盤の強化合理化に資する設備投資資金
- g 鉄道運輸機構との共有船建造資金
- h その他、中小造船業等緊急支援のために日本財団が特に必要と認める資金

### (5) 融資対象となる資金使途の比較

従来の既存制度の設備資金・一般運転資金と、今回の事業基盤強化資金について、融資対象とする資金使途種類の主な違いは、下表のとおりです。

事業者の皆様の実情に合わせ、両制度の併用等も含めてご検討ください。

判断に迷う場合は、日本財団貸付チームまで事前にご相談ください。

	資金使途の種類	従来の一般運転 ・設備資金	事業基盤強化資金
運転資金	資金収支不足対応資金	×	○
	構造改革実施資金	×	○
	支払手形等決済	○	×
	賞与支払	○	×
設備資金	合理化・生産性向上目的	○	○
	機構共有船建造目的	○	○

運転資金について、従来の制度では融資対象にしていなかった緊急・臨時的な資金（例えば、資金収支不足対応資金、特別退職金支払資金、事業統合や資本・業務提携等の構造改革実施に必要な資金など）を融資対象としています。

## 3. 事業者向け注意事項

### (1) 融資申請のごあんない冊子について

「事業基盤強化資金貸付」の融資申込および融資後の手続きは、この手引きに記載のある事項以外は、原則として、当財団が別途定めている「2021 年度造船関係事業資金融資申請のごあんない」に沿って行ってください。不明の場合は後記の日本財団海洋事業部貸付チームあて電話等でお問合せ下さい。

### (2) 『事業基盤強化資金融資要請書』について

\* 要請書の様式は任意ですが、財団ホームページに掲載の記載例(1)～(5) を参考に、必ず A4 判 1 枚以内としてください。

\* 詳細なデータ等の添付が必要な場合は、別添資料として添付してください。

\* 記載例を日本財団のホームページに掲載していますので参考にしてください。

(記載例⇒財団ホームページの下記 URL の「事業基盤強化資金」の項目をご参照ください)

[https://www.nippon-foundation.or.jp/grant\\_application/shipbuilding\\_loan](https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/shipbuilding_loan)

### (3) 借入れ計画書

申込にあたって作成する借入計画書は、当財団が別途定めている「2021年度造船関係事業資金融資申請のごあんない」記載の借入計画書を使用し、1ページ目の上部に「基盤強化」と朱書きしてください。(連帯保証の議事録、貸付申込書の表題部にもその旨記載してください)。

(借入計画書への基盤強化資金借入申込であることの表示例)

公益財団法人 日本財団 御中

基盤強化

設備

#### 年度造船関係事業設備資金借入計画書

貴財団の貸付業務規程の規定により、造船関係事業資金の融資を受けたいので、別紙必要書類を添えて、借入計画書を提出します。

年 月 日

団体加入証明書発行団体

事業者コード番号 ( )

所在地

#### 6. 造船関係事業設備資金融資内諾通知書

基盤強化

#### 設備資金融資内諾通知書

当行は、日本財団（公益財団法人日本財団）定款第4条第1項第3号に掲げる貸付けの業務の方法に関する規程による造船関係事業設備資金の貸付けを受けたときは、

融資先  に対し、下記

金額を融資することを内諾いたしましたので、ご通知申し上げます。

基盤強化

マスター

案件

融 資 申 込 票 ( 受 付 票 )

設備資金

受付番号

太枠内に、可能な限り記入して下さい。

事業者名			
事業者コード	新規※2	NO.	資本金 千円
従業員数	人（下請 人）従業員数は、役員・下請を除く		
船用比率	%（直近の決算書による）		

(取締役会議事録記載例)

小田原造船株式会社第〇回取締役会議事録

1. 日 時 〇〇〇〇年4月1日午前9時00分  
1. 場 所 神奈川県小田原市城内1丁目1番1号 本社会議室  
1. 出席者 取締役総数：3名 出席取締役：3名 監査役総数：1名 出席監査役：0名

上記のとおり出席があり、取締役会は有効に成立したので、代表取締役社長甲野太郎が定刻議長席につき審議に入った。

<議案> 「日本財団 2021 年度造船関係事業基盤強化資金（設備資金）の融資」に係わる株式会社小田原銀行の借入に対する連帯保証契約の件

議長は、本議案を付議し、当社が融資を受ける予定の株式会社小田原銀行（以下、「小田原銀行」という）が公益財団日本財団（以下、「日本財団」という）から下記金員を借入れるにあたって、日本財団の貸付業務規程により、連帯保証を必要とすることから、当社が連帯保証人となる件について説明し、審議を求めた。

- ① 借入申込金額 5,000万円（2021年度事業基盤強化資金：第1回設備資金）  
※但し、保証金額は融資実行金額とする。
- ② 利 率 年0.01%
- ③ 特 約 連帯保証人であるが、主たる債務者である小田原銀行の経営が破綻した場合に請求を受けるものである。また、本借入に係わる債権が日本財団が認めた営業譲渡により他の金融機関へ移転されても引き続き連帯保証を引き受けるものとする。

本件につき、専務取締役乙野次郎より、当社が小田原銀行から融資を受ける必要性及び日本財団の貸付制度における連帯保証条項などについて説明があり、慎重に審議した結果、当社において融資を受ける必要があり、他方、連帯保証に応じても小田原銀行の資力に鑑みて格別の不安はないと思われる等の理由により、当社に対する融資が決定した場合には、決定した貸付金に対して当社は日本財団の貸付業務規程を遵守することとし、出席取締役全員一致をもって本議案を承認可決した。

以上をもって議事の全部を終了したので、議長は午前9時30分閉会を宣した。以上の結果を明らかにするために、本議事録を作成し、出席取締役及び監査役は次に記名捺印する。

議長 代表取締役社長 甲野太郎 (印)  
取 締 役 乙野次郎 (印)  
取 締 役 丙野三郎 (印)

本取締役会議事録（写）は原本と相違ありません。

年 月 日

神奈川県小田原市城内 1 丁目 1 番 1 号

小田原造船株式会社

代表取締役 甲野太郎 (印)

.....



(事業基盤強化資金貸付申込書記載例)

年 月 日

公益財団法人 日本財団  
会 長 笹 川 陽 平 殿

申込者 所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

2021 年度造船関係事業 基盤強化資金 設備 資金貸付申込書

貴財団の定款第 4 条第 1 項第 3 号の規定により、下記のとおり融資に必要な資金の貸付けを受けたいので、別紙必要書類を添えて申しいたします。

記

1. 貸付申込額 金 円
2. 貸付の条件
  - (1) 利 率 年 0.01 パーセント
  - (2) 償還期限 年 月 日
  - (3) 据置期間 カ月
  - (4) 償還方法 据置期間満了後毎年 4 月 15 日および 10 月 15 日の定期日に割賦償還し、期限に完済する。
  - (5) 利息の支払方法 毎年 4 月 15 日および 10 月 15 日の定期日に当日までの分を後払いし、最終の支払は貸付金の償還期限に支払う。
3. 融資の内容
  - (1) 融資先
  - (2) 融資額 金 円
  - (3) 融資金の使途\* 別添「融資金 ( 資金) の使途」のとおりとする。
  - (4) 融資の条件
    - (イ) 融資金の利率 年 ( 0 ) パーセント
    - (ロ) 融資金の償還期限 年 月 日
    - (ハ) 融資金の据置期間 カ月
    - (ニ) 融資金の償還方法 据置期間後毎年 4 月および 10 月の年 2 回割賦償還し、期限に完済する。
    - (ホ) 利息の支払方法 毎年 4 月および 10 月の年 2 回当日までの分を後払いし、最終の支払は融資金の償還期限に支払う。
4. 貸付金の借入希望日 年 月 日

- 5. 貸付金の取扱店
- 6. 連帯保証人（予定）
- 7. 本貸付申込者および連帯保証人は、金銭消費貸借契約証書第 2 条第 2 項に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

\* 3 (3) 融資金の使途 別添「融資金（ 資金）の使途」のとおりとする。については、  
 \*\*年度造船関係事業資金融資申請のごあんない冊子 P11 記載の「1. 融資金（運転資金）の使途」の様式を使用することとし、運転資金の場合は、当該用紙の目的欄に 5. その他と追記のうえ、○印を付し、使途明細欄には「内容：別途提出の事業基盤強化資金融資要請書記載のとおり」と記載してください(財団ホームページに掲載の「事業基盤強化資金」の項目の WORD 書式をご利用ください)。  
 . . . . .

**(融資金の使途の記載例)**

金融機関名

金融機関コード

1. 融資金（事業基盤強化資金 運転資金）の使途

事業者名

目 的	使 途 明 細
1. 決 済 資 金	売上金の回収の長期化に伴う資材購入費等の支払い手形 決済資金（買掛金の決済資金）に充当
2. 賞 与 資 金	賞与資金に充当
3. 転 貸 資 金	組合員 社に対する転貸資金に充当
4. 不良債権処理	取引先企業 社の倒産に伴う不良債権処理に充当
⑤. そ の 他 資 金	内容：別途提出の事業基盤強化資金融資要請書記載のと おり

## 4. 金融機関向け注意事項

### (1) 事務取扱要領冊子について

「事業基盤強化資金貸付制度」に係る取扱金融機関における事務の取扱にあたっては、この手引きに記載のある事項以外は、原則として、当財団が定めている 2021 年度造船関係事業資金貸付制度事務取扱要領に従って処理していただく必要がありますので、必ず別冊の事務取扱要領をご確認の上お取扱下さい。

不明の場合は後記の日本財団海洋事業部貸付チームあて電話等でお問合せ下さい。

### (2) 取扱金融機関への融資取扱経費支給について

#### ① 確認書の提出

融資取扱経費の支給を受けようとする金融機関は、「事業基盤強化資金に関する確認書」に代表者印を押捺して、金銭消費貸借契約証書と一緒に日本財団の代理店である商工組合中央金庫の取次店へ提出して下さい。なお確認書への印紙（200 円）の貼付と割印を失念しないようにして下さい。

#### ② 支給方法

- (a) 融資取扱経費は、金融機関からの申請に基づき、毎年 4 月 15 日、および 10 月 15 日までの分を当該日から 30 日以内に支給します。
- (b) 最終償還年までの各年 4 月、10 月毎の融資取扱経費の支給予定金額は、「融資取扱経費全期間支給予定表」により、金融機関へお知らせします。（支給予定表は融資先毎に 1 通作成し、貸付決定交付一覧表と同時期に送付いたします。）
- (c) 金融機関は、「融資取扱経費支給申請書」（事務取扱要領第 12 号補助様式）を毎年 3 月末日、および 9 月末日までに当財団へご提出下さい。なお、期限までに申請書が届かない場合は、融資取扱経費は支給致しませんのでご注意ください。
- (d) 融資取扱経費支給申請書の送付先は本手引書の裏面記載の財団の問合せ先と同じです。
- (e) 融資取扱経費の支給申請があった場合に、当財団においてその申請が適当であると認めるときは、当財団は、原則として届出済の「取引先要項届」による貸付金交付時の金融機関指定の預金口座へ代理店から振込扱いにて支給します。同口座への振り込みが都合悪い場合には、取扱経費専用の「口座登録依頼書」を商工中金事務センターにご提出ください。

#### ③ 計算方法

- (a) 融資取扱経費の計算方法は、年利計算法によるものとし、その期間が 6 月に満たない場合は、1 年日割計算法によるものとします。
- (b) 融資取扱経費の円単位未満の端数は、切り捨てるものとします。ただし、融資取扱経費の金額が円単位未満の場合は、これを切り捨てるものとします。

④計算式

(a) 年利計算法

6月の場合の融資取扱経費＝未償還元金×年1.6パーセント×1/2

(b) 1年日割計算法

6月に満たない場合の融資取扱経費＝未償還元金×日数/365×年1.6パーセント

(分母は閏年の場合も365日とします。)

(注) 融資取扱経費の支給日が、日本財団または金融機関の休日に該当したときは、支給日は、通常はその休日の直前の日本財団及び金融機関双方の営業日となります。

## (事業基盤強化資金に関する確認書)

年 月 日

公益財団法人 日本財団 御中

所在地

名称

代表者氏名

実印

### 事業基盤強化資金に関する確認書

当行は、貴財団に差し入れた 年 月 日付金銭消費貸借契約証書により、貴財団の貸付業務規程（以下「規程」という）および、令和3年3月2日付制定の規程附則（以下「附則」という。）に規定する「事業基盤強化資金」を、貴財団から借り入れるにあたって、次の各条項にしたがうことを確約いたします。

第1条 貴財団から借り受けた「事業基盤強化資金」に基づき当行が行う融資については、貴財団の「規程」

附則第2項二（8）に定める貸付金の運用基準に従って融資を行います。

第2条 貴財団の「規程」附則第2項二（6）の定めに基づき、貴財団が当行に対して支給する融資取扱経費の支給率は、当行が貴財団から借受けた「事業基盤強化資金貸付金」（延滞金を除く）に対し年1.6パーセントとします。

第3条 貴財団が当行に対して支給する融資取扱経費は、毎年4月16日から10月15日まで及び10月16日から4月15日までを計算期間とし、その額は、貴財団の「規程」附則の二（7）により算出した額とします。

第4条 当行は、前条に定める計算期間毎に、当該計算期間の末日の属する月の前月の末日までに、当該期間に係る融資取扱経費の支給を貴財団へ申請いたします。

第5条 貴財団は、融資取扱経費の支給申請があった場合において、その申請が適当であると認めたときは、第3条に定める計算期間の末日から30日以内にこれを支払うものとします。

第6条 当行について、本確認書に定める各条項ならびに、次の各号のひとつでも該当した場合は、貴財団は融資取扱経費の支給を打ち切ることができ、また貴財団の請求あるときは、当行はすでに支給を受けた融資取扱経費の全部若しくは一部を返還いたします。

1. 当行が貴財団の「規程」附則第2項二（8）に定める貸付金の運用基準（イ）（ロ）（ハ）（ニ）の各号のひとつでも違反した場合。
2. 当行について貴財団の「規程」第7条第2項の所定の各号の事由のひとつでも生じた場合。

第7条 貴財団から借り受けた「事業基盤強化資金」に基づき当行が融資を行った融資先について、支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立てもしくは手形交換所の取引停止処分を受けたとき、あるいは事業を廃止したときは、原則として貸付金は全額繰上償還いたします。

以上

**(融資取扱経費支給申請書)**

年 月 日

公益財団法人 日本財団 御中

住所

金融機関名

代表者名

印

融資取扱経費支給申請書

金融機関名: \_\_\_\_\_

金融機関コード: \_\_\_\_\_

下記の貸付について、公益財団法人 日本財団 貸付業務規程 附則に定める「災害支援資金貸付」および「事業基盤強化資金貸付」の規定に基づき 年 月 日から 年 月 日までの分の融資取扱経費支給の承認を受けたいので申請します。

(円)

貸付金の口座番号	融資の相手方	貸付実行日	当初貸付金額	申請対象期間の貸付金未償還元金	融資取扱経費の支給申請額(消費税含)	財団使用欄
金融機関合計						

- \* 貸付金の口座番号は貸付決定通知で送付される元利金支払内訳表に印字されている口座番号です。
- \* 貸付決定通知後に送付する、融資取扱経費全期間支給予定表に記載の支給予定金額との一致をご確認下さい。
- \* 申請対象期間の途中で繰上償還等により未償還元金に変動があった場合は、上記予定表の金額ではなく、本説明書記載の1年日割計算法で計算した額に消費税を加算した額を申請額として下さい。(消費税額の円単位未満は切り捨てです)
- \* 貸付金に延滞がある場合は(融資金の延滞の場合ではなく)、申請があっても支給は致しません。
- \* 貸付決定通知後に送付した、融資取扱経費支給予定表で、金額の確認ができます。

(融資取扱経費全期間支給予定表)

金融機関名 \_\_\_\_\_

金融機関コード \_\_\_\_\_

融資取扱経費全期間支給予定表

事業者名 \_\_\_\_\_

事業者コード \_\_\_\_\_

貸付金の口座番号 \_\_\_\_\_

(円)

取扱経費支給基準日 (年月日)	貸付金の未償還元金	融資取扱経費の額(A)	消費税額(B)	融資取扱経費支給予定金額(A)+(B)
****年4月15日				
****年10月15日				
****年4月15日				
****年10月15日				
合計				

(注)

\* 貸付期間中において、貸付金の繰上返済や貸付金の延滞等があった場合、あるいは消費税率に変更があった場合は上記金額とは異なりますのでご注意ください。

\* 消費税額の円単位未満は切り捨てです。

**お問合せ**

---

**日本財団 海洋事業部 海洋船舶チーム**

電話 03-6229-5142 (ダイヤルイン)

FAX 03-6229-5150

URL [http://www.nippon-foundation.or.jp/grant\\_application/shipbuilding\\_loan](http://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/shipbuilding_loan)

〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル

---

2021年4月1日発行